

参 考 資 料

第 3 3 2 回臨時会（令和 7 年 2 月）

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| ●報告第 1 号
議案に対する意見について | P 1 ～P18 |
| ●議案第 4 号
青森県こども読書活動推進計画（第五次）について | P19～P23 |
| ●その他
県立高等学校教育改革に係る要望書について | P24～P27 |

令和7年度当初予算案の全体像（県教育委員会分）

当初予算額

- 令和7年度当初予算案における県教育委員会関係予算額は、約1,318億1千2百万円。
- 対前年度比で約28億8千4百万円の増額、伸び率は+2.24%。

<教育費全体>

(単位：百万円)

区 分	令和7年度	令和6年度	前年度との比較	
	当初予算額 A	当初予算額 B	増減額 (A－B)	伸び率 (%)
教 育 費 (教育委員会所管分)	131,812	128,928	2,884	2.24

<増額の主なもの>

(単位：百万円)

事業名	対前年度当初増額 (差額)	主な内容・理由
県立学校施設整備事業	5,386	施設整備に係る年次計画による増
競技力強化事業	307	競技力向上に向けた事業拡充による増
外部人材活用によるスクールサポートスタッフ配置事業	142	配置時間・配置人数拡充による増
県立学校次世代校務デジタル化推進事業	189	<新規計上>
WEB出願等による高等学校等入学者選抜改善事業費	112	<新規計上>

※ 教育費は県教育委員会所管分であり、知事部局所管分を除く。

県教育委員会当初予算案の概要（ポイント）

地域とともに学び育つあおもりの教育の推進

1

こどもたちの
学びの
アップデート

デジタル教材の活用等による個別最適な
学びの充実、国際的な素養を持ち世界へ
向けて挑戦する人財の育成等に取り組み
ます。

726,263千円

- 新 県立学校次世代校務デジタル化推進事業
- 新 校内ネットワーク再構築事業【R6国補正】
- 継 学校DXスタートアップ事業
- 新 ミライへつなぐ遠隔教育推進事業【R6国補正】
- 継 県立学校DX加速化推進事業【R6国補正】
- 新 青森の新たな未来を切り拓くグローバル人財育成事業

2

こどもたちが
地域の中で学び
育つ環境づくり

「あおもり創造学」の実施等、学校と地域
が協働しながらこどもたちの学びの充実に
取り組みます。

204,403千円

- 新 主体的に未来を切り拓く高校生による「あおもり創造学」
プロジェクト事業
- 新 特別支援学校における「好き」を見つける学びの充実支援事業
- 継 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 拡 部活動改革の推進

3

こどもたちの
安全・安心な
居場所づくり

誰一人取り残されず、安心して学ぶこと
ができる体制づくりに取り組みます。

11,988,075千円

- 新 校内教育支援センター推進事業
- 拡 学校の教育相談体制充実を支援する外部専門家活用事業
- 拡 医療的ケア児の学びの充実に向けた通学支援事業
- 継 いじめ防止対策、不登校支援
- 継 県立学校施設整備事業 等

こどもたちの学びを支える教職員を取り巻く環境整備

1

教職員の
働き方の
アップデート

校務のデジタル化や外部人材の活用に
取り組み、学校における働き方改革を
推進します。

950,762千円

- 継 公立学校における教育改革支援事業
- 新 WE B出願等による高等学校等入学者選抜改善事業
- 拡 スクールサポートスタッフ、スクールライフサポーター

2

教育を担う
多様な人財の
確保・育成

教員の魅力発信や研修の充実など、教
員を支える体制整備と臨時講師の未配
置解消に取り組みます。

20,544千円

- 継 「あおもりで働こう」小学校教員魅力向上事業・教員研修

スポーツの振興と文化財の保存・活用

1

スポーツを通じた
健康づくり・
競技力の向上

あおもり国スポ開催に向けた競技力向
上や総合型地域スポーツクラブの質的
充実に取り組みます。

843,958千円

- 拡 競技力強化事業
- 新 「するスポ」気軽に運動エンジンジョイ事業

2

かけがえのない
文化財の
保存・活用

無形民俗文化財の継承支援に取り組み
ます。

31,206千円

- 拡 記録で紡ぐ！無形民俗文化財継承推進事業

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

1 改正概要

「人事院規則の改正」及び「育児介護休業法の改正」を踏まえ、次の条例改正を行う。

- (1) 育児を行う職員の早出遅出勤務の請求の対象となる職員の範囲の拡大（人事院規則の改正関係）
- (2) 育児を行う職員の時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲の拡大（育児介護休業法の改正関係）

2 改正の内容

(1) 育児を行う職員の早出遅出勤務の請求の対象となる職員の範囲の拡大

（条例第 8 条の 3 第 1 項関係）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則（令和 6 年 3 月 29 日人事院規則 1－82）第 9 条の規定による人事院規則 10－11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の改正に準じ、次のとおり、育児を行う職員の早出遅出勤務の請求の対象となる職員の範囲を拡大する。

（改正前（現行））

- ① 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
- ② 小学校に就学している子を養育する職員であって、人事委員会規則で定めるもの
（★人事委規則では、「放課後等デイサービス事業を行う施設等に子を送迎する職員等」と規定）



（改正後）

- ① 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 ※変更なし
- ② 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員 ※変更あり（上記の人事委員会規則の限定を削除）→（対象となる子の範囲の拡大）

改正後は、小学生 6 年生以下の子がいれば、早出遅出勤務の対象となる。
（改正前（現行））の、人事委員会規則で定めている限定がなくなる。）

※ 改正後の②について、現行の条例の規定は「小学校」のみ規定し、「ア 義務教育学校の前期課程」及び「イ 特別支援学校の小学部」は「小学校」に含まれるという解釈をしてきたが、来年度（R7）、義務教育学校が県内に設置される（六戸町）ことを踏まえ、国（人事院規則）のように、これらの学校を全て条例において規定することとする。

※ ①②とも、「子」の範囲に含めている「特別養子縁組の監護期間中の子等」の規定
ぶりについて、育児介護休業法の規定ぶりが変わっている（内容は変わっていない）
ことを踏まえた文言の整理を行う（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う
労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律
（令和6年法律第42号。以下「令和6年改正法」という。）第1条の規定による
改正後の育児介護休業法第2条第1号参照）。

(2) 育児を行う職員の時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲の拡大（条例第8条の4 第2項関係）

令和6年改正法第1条の規定による改正後の育児介護休業法第61条の2第14項の
規定により、地方公務員（最低基準）について、育児を行う職員の所定外労働（時間外
勤務）の制限の対象となる職員の範囲を拡大することが規定されたことを踏まえ、条例
を改正する。

〔改正前（現行）〕 3歳に満たない子を養育する職員

↓

〔改 正 後〕 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

※ 令和7年1月9日総務省自治行政局公務員課からの事務連絡（以下「令和7年
1月国事務連絡」という。）で、国家公務員でも同様の改正がなされることが示さ
れているが、1月末現在で、国の相当規定（人事院規則10－11（育児又は介護
を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）第9条）は未改正

3 施行期日

令和7年4月1日

※ 今回の条例改正の契機となった「人事院規則」及び「育児介護休業法」の改正の
施行期日と同じ。

4 その他（今回の改正で、「配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向 確認等」を措置しない理由）

令和7年1月国事務連絡では、条例準則に「配偶者等が介護を必要とする状況に至った
職員に対する意向確認等」等が盛り込まれたところである。（条例準則第19条の2、第
19条の3） ※令和6年改正法第1条の規定による改正後の育児介護休業法（R7.4.1施行）では、第21条第2項～第4項及び第21条の2に相当

これについては、次の理由から、今回の改正では措置せず、条例への規定の必要性を
検討し、規定すると判断した場合は、令和7年6月議会以降に条例改正を行う。

- (1) 条例準則は示されたものの、令和7年1月現在で、相当する人事院規則の改正がな
されていないこと。
- (2) 類似の規定に、「妊娠又は出産等」についてのもの（人事院規則19—0（職員の育児
休業等）第32条等、育児介護休業法（R7.4.1施行）第21条第1項等）があり、令和
4年2月の条例改正の際に条例に規定しないと判断しているが、条例への規定に当た
っては、この判断の再考も含めて検討することとなり、時間を要すること。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 概要

1 改正の趣旨

(1) 人事委員会勧告による改正

令和 6 年 1 0 月 8 日付けの人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、給与制度のアップデートのための改定及び獣医師に対する初任給調整手当の改定を行う。

〔 令和 6 年 4 月 1 日に遡及して改正する給料表及び期末・勤勉手当（令和 7 年 4 月 1 日支給月数分を含む。）等は、令和 6 年 1 1 月議会により改正済 〕

(2) 義務教育学校の設置に伴う改正

令和 7 年 4 月 1 日に義務教育学校（六戸町立義務教育学校六戸学園）が設置されることに伴う所要の改正を行う。

(3) 刑法の一部改正に伴う改正

刑法等の一部を改正する法律が令和 7 年 6 月 1 日に施行され、懲役及び禁錮刑が拘禁刑として単一化されることに伴う所要の改正を行う。

2 条例の改正内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

区 分	改正内容
①給料月額 (別表第 1 ～第 6)	全給料表を改定する。 新給料表への切替えは、附則第 2 項の規定による。
②昇給制度 (第 4 条)	ア 行政職給料表 8 級以上であるもの（その職務の級がこれに相当する他の給料表適用者を含む）の昇給については、評価期間の勤務成績が特に良好であり、懲戒処分等を受けていない場合に限定する。 イ 行政職給料表 7 級であるもの（その職務の級がこれに相当する他の給料表適用者を含む）の昇給については、国における制度の見直しの趣旨や内容を考慮しつつ、本県の実情を踏まえて改正する。 (詳細は別紙 1「給料表の大きくくり化に伴う昇給制度の改正」参照)
③初任給調整手当 (第 7 条の 3)	獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められるものの支給月額の限度を 7 0 0 , 0 0 0 円に引き上げ、支給期間を 3 5 年に延長する。 (詳細は別紙 2「獣医師の給与改善について」参照)

④扶養手当 (第8条)	配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を1人につき13,000円に引き上げる。
⑤地域手当 (第9条の2)	地域手当の支給割合を、次のように改める。(7級地→5級地) ア 1級地100分の20 イ 2級地100分の16 ウ 3級地100分の12 エ 4級地100分の8 オ 5級地100分の4
⑥通勤手当 (第10条)	ア 1か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額及び交通用具に(第10条)に係る通勤手当の額を合算した額の限度額を150,000円とする。 イ 青い森鉄道を利用する職員に対する通勤手当の額の特例を廃止する。 ウ 新幹線等鉄道等に係る通勤手当の支給要件(新幹線の利用により通勤時間が片道30分以上短縮されること)を廃止する。 エ 山間地等に所在する公署に通勤するためやむを得ず有料の橋等を利用する職員に対し、当該橋等に係る通勤手当を支給する加算措置を廃止する。
⑦単身赴任手当 (第10条の2)	採用時から単身赴任の場合、単身赴任手当の支給対象とする。
⑧特地勤務手当 (第11条の2)	特地勤務手当等の対象から除く公署に「義務教育学校」を追加する。
⑨管理職員特別勤務 手当(第16条の2)	平日深夜勤務の支給対象時間帯を拡大する。 (午前0時から午前5時まで→午後10時から午前5時まで)
⑩義務教育教員等教 員特別手当 (第19条の6)	義務教育等教員特別手当の対象に「義務教育学校」に勤務する教育職員を追加する。
⑪期末手当の一時差 し止め関係(第19 条の2及び第19条 の3)	「禁錮」又は「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
⑫定年前再任用短時 間勤務職員等の諸手 当(第9条の4及び 第19条の11)	定年前再任用短時間勤務職員に支給する諸手当に「住居手当、特 地勤務手当、特 地勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる 手当、寒冷地手当」を追加することに伴い改正する。

（２）任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

区 分	改正内容
①給料に関する特例 (第 7 条)	特定任期付職員業績手当を廃止する。
②給与条例の適用除外等 (第 8 条)	特定任期付職員の特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給する。(期末手当 0.95 月、勤勉手当 0.85 月) (詳細は別紙 3 「期末・勤勉手当の改定状況」 参照)
③任期付短時間勤務 職員の諸手当 (第 9 条)	給与条例第 9 条の削除に伴い改正する。

（３）職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

区 分	改正内容
暫定再任用職員の 諸手当 (附則第 26 項及び第 28 条)	暫定再任用職員の支給する諸手当に「住居手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、寒冷地手当」を追加することに伴い改正する。

（４）附則関係

①第 1 項（施行期日）

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、刑法の一部改正に伴う改正については同年 6 月 1 日から施行する。

②第 2 項（号給の切替え）

施行日の前日（令和 7 年 3 月 31 日）において、職員が属していた職務の級が附則別表に掲げられている級の場合、同日に受けていた級号給に応じて新号給に切り替える。（附則別表「号給の切替表」により切替え）

③第 3 項（施行日前の異動者の号給の調整）

施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

④第 4 項（扶養手当に関する経過措置）

令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の適用は以下のとおりとする。

扶養親族		現 行	令和 7 年度	令和 8 年度
配偶者	行政職 7 級以下	6, 500 円	3, 000 円	廃止
	行政職 8 級	3, 500 円	廃止	
子（1 人当たり）		10, 000 円	11, 500 円	13, 000 円

⑤第5項（地域手当に関する経過措置）

施行日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

⑥第6項（地域手当に関する経過措置関係）

人事委員会は、前項前段の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下「級地区分等」という。）が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

⑦第7項（医療職（一）適用者の地域手当）

施行日から令和10年3月31日までの間における医療職給料表（一）の適用を受ける職員に係る地域手当については、2(1)⑤及び(4)⑤の適用を受けない。

⑧第8項（単身赴任手当に関する経過措置）

改正後の単身赴任手当の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

⑨第9項（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当の適用は、施行日以後に異動をした職員又は施行日以後に公署の移転があった職員について適用する。

⑩第10項（再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

再任用職員へのへき地手当に準ずる手当の適用は、施行日以後に異動をした職員又は施行日以後に学校等の移転があった職員について適用する。

⑪第11項（期末手当及び勤勉手当に関する経過措置）

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の給与条例第19条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）（これらの規定を給与条例第19条の4第5項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

⑫第12項（人事委員会規則への委任）

附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

は、人事委員会規則で定める。

⑬第 1 3 項（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

給与条例第 9 条が削除されたことによる改正を行う。

⑭第 1 4 項（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

任期付短時間職員の手当について、給与条例第 9 条が削除されたことによる改正及び特勤手当、特勤勤務に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、寒冷地手当の適用を除外する。

○給料表の大きくくり化に伴う昇給給制度の改正（※大きくくりの給料表は黄色で表示）

別紙1

職制上の 役職の 肩書	行政職 （一般事務系）				警察職 （警察官）				海軍職 （船員）				教育職（一） （高校）				教育職（二） （小中学校）				研究職 （出先機関の研究員）				医療職（一） （医師）				医療職（二） （薬剤師・獣医師など）				医療職（三） （保健師・看護師）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	級	昇給年数			職務の例	級	昇給年数			職務の例	級	昇給年数			職務の例	級	昇給年数			職務の例	級	昇給年数			職務の例	級	昇給年数			職務の例	級	昇給年数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		現行	改正案	移行			現行	改正案	移行			現行	改正案	移行			現行	改正案	移行			現行	改正案	移行			現行	改正案	移行			現行	改正案	移行	現行	改正案	移行	現行	改正案	移行	現行	改正案	移行																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
困難部長級	10級	-	0	3	0	11級	(本職なし)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

※空白は昇給基準に達せず昇給。

○行政職給料表適用者

昇格	昇格基準
採用試験 （大卒程度）	在職4年
採用試験 （短大卒程度）	①在職7年 ②在職6年かつ経歴年数8年
採用試験 （高卒程度）	①在職9年 ②在職8年かつ経歴年数10年
その他	①在職10年 ②在職9年かつ経歴年数11年

上表に定める基準のほか「34歳以上かつ在職1年」の要件を有する場合には1級から2級に昇格させる。

○医療職給料表（一）適用者

昇格	昇格基準
2級→3級	①大学6年 ②大学院修了12年

○医療職給料表（二）適用者

昇格	昇格基準
1級→2級	短大卒 ①在職5年 ②在職2年かつ経歴年数3年
3級→4級	高校卒 ①在職5年 ②在職4年かつ経歴年数5年

○医療職給料表（三）適用者

昇格	昇格基準
3級→4級	主査級昇任後在職4年

は国より有利になる部分

※ 医療職（三）6級

管理職手当の区分が6期又は7期の場合は3号昇給、それ以外の場合は4号昇給

○獣医師の初任給調整手当（月額）

（単位：円）

年数	現行	改正案	増減
1	45,000	70,000	25,000
2	45,000	70,000	25,000
3	45,000	70,000	25,000
4	45,000	70,000	25,000
5	45,000	70,000	25,000
6	45,000	70,000	25,000
7	45,000	70,000	25,000
8	45,000	70,000	25,000
9	45,000	70,000	25,000
10	45,000	70,000	25,000
11	37,500	67,000	29,500
12	30,000	64,000	34,000
13	22,500	61,000	38,500
14	15,000	58,000	43,000
15	7,500	55,000	47,500
16	0	52,000	52,000
17	0	49,000	49,000
18	0	46,000	46,000
19	0	44,000	44,000
20	0	42,000	42,000
21	0	40,000	40,000
22	0	38,000	38,000
23	0	36,000	36,000
24	0	34,000	34,000
25	0	32,000	32,000
26	0	30,000	30,000
27	0	28,000	28,000
28	0	27,000	27,000
29	0	26,000	26,000
30	0	25,000	25,000
31	0	25,000	25,000
32	0	25,000	25,000
33	0	25,000	25,000
34	0	25,000	25,000
35	0	25,000	25,000
36	0	0	0

○ 期末・勤勉手当の改定状況

令和6年勧告の内容

別紙3

・一般職の期末・勤勉手当

		支給月数								
		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R6	現行	1.225	0.975	2.200	1.225	0.975	2.200	2.450	1.950	4.400
	勧告後	1.225	0.975	2.200	1.275	1.075	2.350	2.500	2.050	4.550
	(現行との差)	—	—	—	(0.050)	(0.100)	(0.150)	(0.050)	(0.100)	(0.150)
R7	勧告後	1.250	1.025	2.275	1.250	1.025	2.275	2.500	2.050	4.550
	(現行との差)	(0.025)	(0.050)	(0.075)	(0.025)	(0.050)	(0.075)	(0.050)	(0.100)	(0.150)

・特定幹部職員の期末・勤勉手当

		支給月数								
		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R6	現行	1.025	1.175	2.200	1.025	1.175	2.200	2.050	2.350	4.400
	勧告後	1.025	1.175	2.200	1.075	1.275	2.350	2.100	2.450	4.550
	(現行との差)	—	—	—	(0.050)	(0.100)	(0.150)	(0.050)	(0.100)	(0.150)
R7	勧告後	1.050	1.225	2.275	1.050	1.225	2.275	2.100	2.450	4.550
	(現行との差)	(0.025)	(0.050)	(0.075)	(0.025)	(0.050)	(0.075)	(0.050)	(0.100)	(0.150)

・定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用）の期末・勤勉手当

		支給月数								
		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R6	現行	0.6875	0.4625	1.150	0.6875	0.4625	1.150	1.375	0.925	2.300
	勧告後	0.6875	0.4625	1.150	0.7125	0.5375	1.250	1.400	1.000	2.400
	(現行との差)	—	—	—	(0.025)	(0.075)	(0.100)	(0.025)	(0.075)	(0.100)
R7	勧告後	0.7000	0.5000	1.200	0.7000	0.5000	1.200	1.400	1.000	2.400
	(現行との差)	(0.0125)	(0.0375)	(0.050)	(0.0125)	(0.0375)	(0.050)	(0.025)	(0.075)	(0.100)

・定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用）【特定幹部職員】の期末・勤勉手当

		支給月数								
		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R6	現行	0.5875	0.5625	1.1500	0.5875	0.5625	1.150	1.175	1.125	2.300
	勧告後	0.5875	0.5625	1.1500	0.6125	0.6375	1.250	1.200	1.200	2.400
	(現行との差)	—	—	—	(0.025)	(0.075)	(0.100)	(0.025)	(0.075)	(0.100)
R7	勧告後	0.6000	0.6000	1.200	0.6000	0.6000	1.200	1.200	1.200	2.400
	(現行との差)	(0.0125)	(0.0375)	(0.050)	(0.0125)	(0.0375)	(0.050)	(0.025)	(0.075)	(0.100)

・任期付研究員、特定任期付研究員の期末手当

		支給月数								
		6月期			12月期			年間		
		期末		計	期末		計	期末		計
R6	現行	1.650		1.650	1.650		1.650	3.300		3.300
	勧告後	1.650		1.650	1.800		1.800	3.450		3.450
	(現行との差)	—		—	(0.150)		(0.150)	(0.150)		(0.150)
R7	勧告後	1.725		1.725	1.725		1.725	3.450		3.450
	(現行との差)	(0.075)		(0.075)	(0.075)		(0.075)	(0.150)		(0.150)

・特定任期付職員の期末・勤勉手当

		支給月数								
		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R6	現行	1.650		1.650	1.650		1.650	3.300		3.300
	勧告後	1.650		1.650	1.800		1.800	3.450		3.450
	(現行との差)	—		—	(0.150)		(0.150)	(0.150)		(0.150)
R7	勧告後	0.950	0.850	1.800	0.950	0.850	1.800	1.900	1.700	3.600
	(現行との差)	(△ 0.700)	(0.8500)	(0.150)	(△ 0.700)	(0.8500)	(0.150)	(△ 1.400)	(1.700)	(0.300)

・特別職の期末手当

※人事課検討による

		支給月数								
		6月期			12月期			年間		
		期末		計	期末		計	期末		計
R6	現行	1.650		1.650	1.650		1.650	3.300		3.300
	勧告後	1.650		1.650	1.750		1.750	3.400		3.400
	(現行との差)	—		—	(0.100)		(0.100)	(0.100)		(0.100)
R7	勧告後	1.700		1.700	1.700		1.700	3.400		3.400
	(現行との差)	(0.050)		(0.050)	(0.050)		(0.050)	(0.100)		(0.100)

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 概要

1 改正の趣旨

(1) 令和7年度の組織改正に伴う改正

令和7年度の組織改正において、地域県民局が廃止されることに伴い、関係する手当の支給範囲について所要の改正を行うものである。

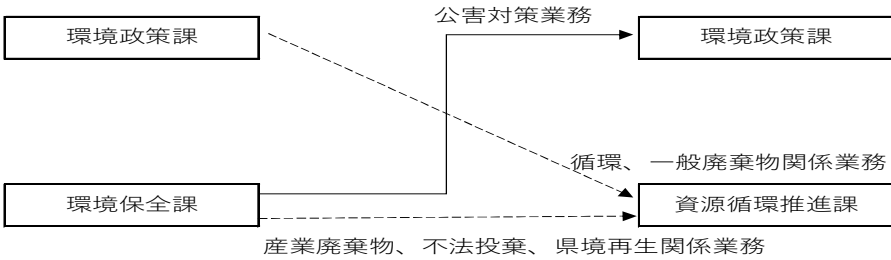
また、環境エネルギー部環境政策課及び環境保全課で所管している業務が下記2⑨の図のとおり移管されることに伴い、公害等調査手当の支給範囲について改正を行うものである。

(2) 義務教育学校の設置に伴う改正

令和7年4月1日に義務教育学校（六戸町立義務教育学校六戸学園）が設置されることに伴う所要の改正を行う。

2 条例の改正内容

区 分	改正内容
①定義 (第1条の2)	「学校職員」の定義となる学校に「義務教育学校」を加え、市町村立高等学校（定時制課程）を削除する。
②県税事務手当 (第3条)	支給範囲の公署のうち、「地域県民局」を「県税事務所」に改める。
③福祉業務手当 (第9条)	支給範囲の典型的な公署である「地域県民局」を「福祉事務所」に改める。
④危険作業手当 (第15条)	支給範囲の典型的な公署である「地域県民局」を「県土整備事務所」に改める。
⑤衛生検査手当 (第17条の6)	支給範囲の公署のうち、「地域県民局」を「青森県青森環境管理事務所、青森県上北農林水産事務所」に改める。
⑥放射線取扱手当 (第17条の13)	支給範囲の典型的な公署である「地域県民局」を「保健所」に改める。
⑦家畜診療手当 (第17条の21)	支給範囲の公署である「地域県民局」を「農林水産事務所」に改める。
⑧用地買収交渉等 手当 (第17条の29)	支給範囲の典型的な公署である「地域県民局」を「県土整備事務所」に改める。

⑨ 公害等調査手当 (第17条の39)	支給範囲の公署のうち、「地域県民局」を「環境管理事務所」に改めるほか、本庁における支給範囲を次のとおり改める。 【現行】  <pre> graph LR subgraph Current EPK1[環境政策課] EBK1[環境保全課] EPK1 -.-> 公害対策業務 EPK1 EBK1 -.-> 循環、一般廃棄物関係業務 RCPC[資源循環推進課] end subgraph FromNow EPK2[環境政策課] RCPC2[資源循環推進課] EPK2 -.-> 公害対策業務 EPK2 EBK2[環境保全課] -.-> 産業廃棄物、不法投棄、県境再生関係業務 RCPC2 end </pre> 【令和7年度から】
⑩ 災害応急作業等 手当 (第17条の43)	支給範囲の典型的な公署である「地域県民局」を「県土整備事務所」に改める。
⑪ 学校職員の特殊 勤務手当 (第18条)	二以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する職員が当該学級における授業又は指導に従事する場合の手当の対象に「義務教育学校」を加える。 ※今回新設される六戸町立義務教育学校六戸学園では、現時点において、当該学級編成は想定されていないものの、手当の支給対象となる学校の範囲として「小学校、中学校」と同列の学校である「義務教育学校」を加える。

3 施行期日

令和7年4月1日

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案 概要

1 概 要

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 26 号）、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の成立に伴い、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）の一部が改正された。

また、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 88 号）の公布に伴い、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）の条項が改められた。

そのため、職員の退職手当に関する条例の関係条文について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

区 分	改正内容
①第 10 条第 12 項第 4 号（失業者の退職手当）	令和 7 年 4 月 1 日から就業手当が廃止されることとなったため、支給対象を改めるもの。 「職業に就いたもの」→「安定した職業に就いた者」
②第 13 条第 1 項第 1 号、第 5 項第 2 号、第 14 条の見出し、第 1 項第 1 号、第 15 条第 1 項第 1 号、第 17 条第 4 項	令和 7 年 6 月 1 日から懲役・禁錮が廃止となり、拘禁刑が創設されるため改正するもの。 「禁錮」又は「禁錮」→「拘禁刑」
③附則第 11 項	国立大学法人法の一部改正で 1 条が加わったため、所要の整理をするもの。 「第 35 条」→「第 35 条の 2」
④附則第 14 項	令和 7 年 4 月 1 日から地域延長給付が 2 年間延長することとなったため、適用時期を改めるもの。 「令和 7 年 3 月 31 日」→「令和 9 年 3 月 31 日」

3 附則関係

（1）施行期日

- ① 国立大学法人法の改正によるもの（上記区分③）

公布の日

- ② 雇用保険法の改正によるもの（上記区分①及び④）

令和 7 年 4 月 1 日

- ③ 刑法の改正によるもの（上記②）

令和 7 年 6 月 1 日

(2) 経過措置

- ① 上記①による改正後の職員の退職手当に関する条例第 10 条第 12 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 16 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- ② 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 1 項第 3 号の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第 17 条第 4 項並びに職員の退職手当に関する条例第 17 条第 3 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案 概要

1 追加の改正内容

区 分	改正内容
①第10条第15項 (失業者の退職手当)	令和7年4月1日から就業手当が廃止されることとなったため、支給日数に係る規定の整理を行うもの。 第一号及び第二号を削除し、就業促進手当を支給したときの基本手当の支給日数について規定する。
②附則第3項	令和7年4月25日から日本電信電話株式会社について定義づけがなされたため、当条例においても定義づけを行うもの。 「日本電信電話株式会社」→「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。）」

2 附則関係

(1) 施行期日

① 雇用保険法の改正によるもの（上記区分①）

令和7年4月1日

② 日本電信電話株式会社法の改正によるもの（上記②）

公布の日

2月補正予算案(国補正分)の概要

補正予算額 420,920千円
合計予算額 129,981,801千円

参考資料
報告第1号関係

令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に呼応し、2月補正予算案に計上した内容は以下のとおり。

○校内ネットワーク再構築事業【再掲】

学習活動における同時・多数・高頻度での端末活用に対応可能な学校通信ネットワークの改善を図るため、ネットワークアクセスメントの実施及び学校内ネットワークの改善等を行うもの。

予算額

288,458千円

○農業教育環境整備事業

将来の農業生産を支える人財を育成するため、農業高校においてスマート農業等の教育の高度化に対応した機械等の整備を行うもの。

予算額

29,065千円

○県立高等学校DX加速化推進事業【再掲】

高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化を図るため、ICTを活用した文理横断的で探究的な学びを強化する取組を進めるために必要な環境整備を行うもの。

予算額

70,000千円

○ミライへつなぐ遠隔教育推進事業費【再掲】

総合学校教育センターに配信スタジオを整備し、県立高校5校（予定）を受信校として遠隔補習や遠隔教育システム運用の検証を実施するもの。

予算額

33,397千円

青森県こども読書活動推進計画（第五次）の概要について

青森県教育委員会では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成16年3月に「青森県子ども読書活動推進計画」を策定して以来、第四次計画まで策定し、こどもの読書活動を推進してきました。

このたび、第四次計画の期間が終了することから、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次）の策定及びこどもの読書活動をめぐる情勢の変化や本県の現状等を踏まえ、第五次計画を策定するものです。

計 画 の 内 容

1 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

2 本県の課題

県の取組、県内の状況を踏まえ、本県の課題を次のように整理しました。

- (1) 不読率の改善
- (2) 学校図書館の更なる充実と公立図書館との連携・協力
- (3) 公立図書館の機能強化と図書館未設置市町村の解消
- (4) 読み聞かせボランティア等の育成と支援
- (5) 乳幼児期からの家庭での読み聞かせの浸透

3 基本方針

基本方針として次の四つを掲げました。

- (1) 不読率の低減
- (2) 多様な子どもたちの読書機会の確保
- (3) デジタル社会に対応した読書環境の整備
- (4) こどもの視点に立った読書活動の推進

4 推進方策

基本方針（１）～（４）に沿って、「家庭」、「地域」、「学校等」及び「民間団体」が認識を共有する事項とそれぞれの役割等をまとめ、こどもの読書活動の推進に向けて、次の取組を進めることにしました。

（１）家庭

- ① 家庭における読書を推進します。
- ② 保護者に読み聞かせの楽しさなどを伝える場の提供を市町村に働きかけます。
- ③ 読書習慣定着のため、家庭に対する普及・啓発活動及び情報発信に努めます。

（２）地域（図書館）

- ① 図書館未設置町村の解消に努めます。
- ② 図書館の運営についての助言に努めます。
- ③ こどもに対するサービスの充実を図ります。
- ④ 図書館に関する情報の収集に努めます。
- ⑤ 目標の設定、点検、評価を行います。
- ⑥ 障がいのあるこどもの読書活動の充実に努めます。
- ⑦ 市町村こども読書活動推進計画の策定についての助言に努めます。
- ⑧ 図書館等との連携・協力に努めます。
- ⑨ 市町村におけるこどもの読書環境づくりに努めます。
- ⑩ 学校図書館との連携・協力について働きかけます。

（３）学校等

- ① 様々な図書に触れる機会を確保できる取組を促します。
- ② 県内の中学校・高校生を対象とした本の推奨活動を行います。
- ③ こども同士で図書を紹介し合う活動等の情報提供を行います。
- ④ 学校関係団体等と連携した取組を進めます。
- ⑤ 発達段階に応じた図書の選び方の助言などを行います。
- ⑥ 学校図書館の蔵書の整備、データベース化を働きかけます。
- ⑦ 学校図書館の活用推進を図ります。
- ⑧ 学校司書の配置を働きかけます。
- ⑨ 学校図書館の機能の充実を図ります。

（４）民間団体

- ① ボランティア等との連携・協力に努めます。
- ② 「親子ふれあい読書アドバイザー」の養成・コーディネートに努めます。
- ③ ボランティア同士及び関係機関との連携を図ります。

5 計画の評価

計画期間における計画内容の進捗状況を把握するために、第五次計画では、不読率の低減が最も重要な課題と捉え、県が不読率の低減に向けて取り組むことで効果が見込まれる指針と指標については目標値を設定し、それ以外の指針と指標については、目標値を設定せず、その都度現状値を把握しながら計画の推進に努めます。

(1) 目標値を設定する指標

- ① 1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合
- ② 公立図書館等と連携する学校の割合

(2) 目標値は設定せず取組の状況を把握する指標

- ① 市町村におけるブックスタート実施率
- ② 市町村におけるこども読書活動推進計画の策定率
- ③ 公立図書館等における児童1人当たりの児童書の貸出冊数
- ④ ボランティアと連携している公立図書館等の割合
- ⑤ 学校図書館図書標準の達成率
- ⑥ ボランティアと連携している学校の割合
- ⑦ 学校図書館における図書情報のデータベース化実施率
- ⑧ こどもの読書活動の大切さについて保護者の意識啓発を図る取組の実施率

(3) キャッチフレーズ

「読書で広がる あおもりっこの未来」

「青森県こども読書活動推進計画（第五次）」（案）に関するパブリック・コメントの結果について

1 実施期間等

令和6年11月22日～12月21日（30日間）

2 提出者数（総件数）

1者（1件）

3 区分別件数

(1) 計画全般	0件
(2) 第1章 計画策定について	0件
(3) 第2章 本県における取組と課題	1件
(4) 第3章 基本方針	0件
(5) 第4章 こどもの読書活動の推進方策	0件
(6) 第5章 計画の評価	0件
(7) その他	0件

4 処理区分（あおり県民政策提案実施要綱）

(1) 文章修正等・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。	1件
(2) 記述済み・・・既に記述済みであるもの。	0件
(3) 実施段階検討・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。	0件
(4) 反映困難・・・反映が困難なもの。	0件
(5) その他・・・質問や感想。施策の体系外への意見。	0件

「青森県こども読書活動推進計画（第五次）」（案）に寄せられた意見とそれに対する県教育委員会の考え方

区分	番号	意見	処理 区分	意見に対する県教育委員会の考え方
第2章 本県における取組と課題		p.7（2）取組と評価「① こどもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進」に関連して 「[指針1－3] 市町村におけるこどもの読書活動の推進が計画的に進められているか。」の状況を確認すると、令和6年度の目標値 100%に対して、「策定作業中」、「策定予定なし」は5町村あり、これまでも呼び掛けているにもかかわらず、今後も様々な事情から、「策定予定なし」との回答が続くことが予想される。 働きかけたにもかかわらず、策定に向けた動きがない自治体の理由を把握・公開した上で、その事情を解決する方策を具体的に提示すべきではないか。そのため、策定や改定の現状値を把握するだけでなく、なぜ未策定なのか、未改定なのかを各自治体に確認し、その結果を公表すべきと考える。そうしないと、計画内容の進捗状況の根本に関する分析はできないのではないか。 以上を踏まえ、「市町村におけるこどもの読書活動推進計画の策定率は年々上昇していますが、未策定及び未改定の町村に対して、計画策定に向けた支援を引き続き進めていく必要があります。」という漠然とした表現ではなく、「未策定及び未改定の自治体に対して、策定及び改定できない事情を確認し、策定及び改定を阻害する要因を取り除くための支援を行う」など、より具体的な表現に改めるべきである。目標値はあくまで目安であり、市町村に対し、その達成を義務付けるものではないというものの、現状の表現のままでは、進展は見込めないため、一歩踏み込んだ表現に変更することを提案する。 なお、これは[指針1－3]に限らず、[指針1－1]のブックスタート事業など他の指針についても同様に、達成できていない自治体に関して、その理由を把握し、どのような条件が整えば達成できるのか、各自治体の状況を把握・公開することが県としては求められるものと考ええる。少なくとも、第五次案を見る限り、達成率の変遷は確認できるものの、その分析結果（そもそも達成できていない理由も含めた分析を行っているのかどうか）は明らかににはなっていないため、その点は詳らかにしてほしい。	文章修正等	文部科学省（以下「国」という。）が定める「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項では、市町村は、子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、「子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならないとされています。 また、県教育委員会では、市町村のこども読書活動推進計画の策定率について、国の調査結果を本県のこども読書活動推進計画に引用しているところとす。この調査で、「策定の予定はない」と回答したのは5村あり、その理由を人材不足・各学校に一任・公共図書館が未設置のいずれかとしており、5頁にある[指針1－3]の枠外の文章を以下のとおり修正することとしました。ご意見については、国において市町村毎に個別の公表をしていないことから、県教育委員会においても国と同様に対応します。 【修正前】 令和6年度の目標値 100%に対して、「<u>策定作業中</u>」、「<u>策定予定なし</u>」と回答している町村が8町村あるなど、取組に差が見られます。 【修正後】 令和6年度の目標値 100%に対して、3町村が「<u>策定作業中</u>」と回答し、5村が人材不足・各学校に一任・公共図書館が未設置のいずれかの理由で「<u>策定予定なし</u>」と回答しており、取組に差が見られます。 とし、御意見のあった7頁の記述は、修正しないこととしました。 なお、県教育委員会では、現在、こども読書活動推進計画の未策定または未改定の町村に対して、それぞれの実情に応じて個別に情報提供や意見交換を行い、計画策定が進むように働きかけをしており、その結果、令和6年度新たにこども読書活動推進計画を策定した町村もあることから、引き続き情報提供等を行いながら働きかけを進めていくこととしています。 また、[指針1－3]以外の指針については、現状値は把握しているものの、未実施等の理由については把握していないところとす。いずれの指針においても、各市町村が実情を踏まえて取り組むところが大きいことから、県教育委員会としては、これまで同様、情報提供や意見交換を行いながら、こどもの読書活動推進に係る啓発・支援に努めていきます。
	1			

青森県教育委員会

教育長 風張 知子 殿

青森県立高等学校「地域校」の基本方針に係る 猶予期間の設定等を求める要望書

☆地域校対象高校の校訓等

◇三戸高校 【綱領】（※校訓と一本化）

高きを仰ぎ・広きを知り・深きを探る

◇鰺ヶ沢高校 【校訓】 自律・進取・和協

◇大間高校 【校訓】 敬愛・自啓・健康

◇六ヶ所高校 【校訓】 創造・自律・勤勉

※校訓…学校が定めている教育に関する目標や方針 / ※綱領…物事の最も大切なところ。要点。眼目。

地域校立地町村連絡協議会



青森県立高等学校「地域校」の基本方針に係る猶予期間の設定等を求める要望書

青森県教育委員会では、令和5年度から9年度を計画期間とする青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画において、地域校として、三戸高等学校、鱈ヶ沢高等学校、大間高等学校及び六ヶ所高等学校の4校を指定しております。

地域校の立地する4町村では、地元高等学校の存続を強く願い、将来を担う若者の人材育成と地域振興のため、各高等学校の魅力化推進に係る支援に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、活性化対策に取り組む期間とその検証、また実施から見出される課題解決のために、地域校に与えられた2年間という期間はあまりに短く、着実に成果を出すためには対象期間の延長が望まれます。

また、各町村で独自の支援策を講じておりますが、町村のみの支援では十分とは言えず、設置者である県による積極的な各種支援を賜りたいと存じます。

つきましては、下記4項目について御配慮賜りますよう要望いたします。

1 猶予期間の設定

基本方針において、『(1)2学級規模の地域校については、入学者数が1学級規模の募集人員である40人以下の状態が2年間継続した場合、原則として翌年度に1学級規模とする。(2)1学級規模の地域校については、募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合、基準に該当した翌年度の募集停止を基本とし、当該高校の所在する市町村等と、通学が困難となる生徒の通学等について協議する。』とありますが、地域校活性化協議会の設置や全国募集による活性化に取り組んでいる地域校については、当要件の対象期間を第2期実施計画期間中の5年間は猶予していただきたく要望します。

2 県の財政措置の充実強化

それぞれの対象校における活性化対策を効果的かつ円滑に実施するため、各町村では独自に財政支援を行っていますが、町村のみでは支援にも限りがあることから、活性化策に対する県の財政措置の充実強化を要望します。

3 県教委の支援・連携強化

県教育委員会においても、教育活動の充実や全国募集に関する取組など、様々な支援を実施していただいております。

各対象校の活動については、県・町村・学校、それぞれが各種媒体を活用し周知に努めているところですが、連携を強化し一体となって広報活動を実施できるよう、青森県教育委員会の積極的な関わりを要望します。

4 教員の増員

地域校として指定を受けて以来、対象校においては、所在町村と連携し学校の魅力化や全国募集に係る周知活動にあたるなど、教員の負担が増加しております。

このため、各高等学校が地域を支える魅力あふれる学校として存続していくために必要となる、特色ある教育活動の展開や全国募集実施のため、教員の増員を要望します。

令和7年2月6日

地域校立地町村連絡協議会

会 長 三戸町長 沼澤 修 二

理 事 鯉ヶ沢町長 平田 衛

理 事 大間町長 野崎 尚文

理 事 六ヶ所村長 戸 (f) 衛